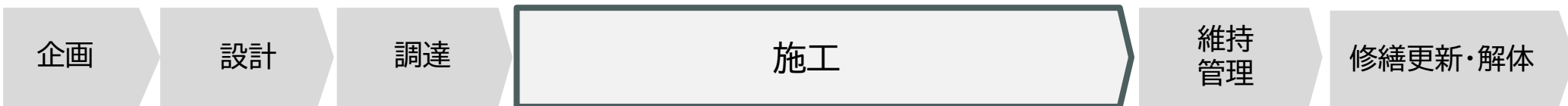


技術者制度の概要

1. 建設業法の技術者とは？ P.3～
2. 技術者の専任配置とは？ P.9～
3. 「恒常的雇用関係」「技術者の途中交代」 P.13～
4. 技術者要件等 P.16～
5. 建設業法の29業種区分 P.20～

1. 建設業法の技術者とは？

建設技術に携わる者とその役割



発注側(調査・設計等を担う)

技術職員・社員

→計画策定、事業企画、設計、工事仕様書など施工条件の設定、監督/検査、施工状況確認や評価 等
※設計や施工の実務のほとんどを建設コン、建築士や建設業者に発注。

建設コンサルタント

→主に公共工事について、行政から業務を請け負い、計画・調査・検討、設計、CMなど幅広い領域で発注者の実務を支援。

建築士[建築基準法、建築士法]

→法令に基づく免許保有者で、公共/民間共に建築物に関する設計及び工事監理の責任者。

受注側(施工を担う)

主任技術者・監理技術者 [建設業法]

→法令でその職務（「施工計画」「工程管理」「品質管理」「技術的指導」）、配置/専任、要件（資格等）を規定されており、現場の施工管理の実質的な責任者。

技術的要件を定義されいないが、監理技術者等が兼務することが多い役割

技能労働者

→技術者の指示に従い、個別・具体的作業を実行。このうち、「登録基幹技能者」は一部の主任技術者要件となっている。

現場代理人 [公共工事標準請負契約約款]

→工事現場に常駐し、その運営、取締り、請負代金額の変更等、契約に基づく受注者の権限を行使することができる。

安全衛生管理者・責任者 [労働安全衛生法]

→労働災害を防ぐため、現場全体の安全と衛生を統括的に管理・指揮する責任者

- 建設業法の目的である、「建設工事の適正な施工の確保」し「発注者を保護」を実現するためには建設業者の施工技術の確保を図ることが重要。
- 建設業においては、建設生産物及び施工の特性から、建設業者の施工能力が特に重要であり、建設業法第26条に基づき、**施工能力を担保するため十分な技術力を有する技術者（監理技術者・主任技術者）を工事現場毎に配置**することが求められている。（建設業法26条）

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す

技術者制度の概要

	監理技術者	主任技術者
配置要件	元請工事における下請合計金額 5,000万円以上 (建築一式工事は8,000万円以上)	左記以外
資格要件	1級技術検定合格者 国家資格者(一級建築士等) 実務経験者(指定建設業は除く)	1級・2級技術検定合格者 国家資格者(一級・二級建築士等) 実務経験者
工事現場における専任の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が4,500万円(建築一式の場合は9,000万円)以上(一部兼務を認める規定あり)	

監理技術者及び主任技術者の役割

- 監理技術者及び主任技術者は、工事現場における**建設工事を適正に実施**するため、**施工計画の作成、工程管理、品質管理**その他の技術上の管理及び**技術上の指導監督**を行う。（建設業法第26条の4）

- 監理技術者及び主任技術者については、建設業法で規定されている（施工技術の確保の屋台骨）。
- 技能労働者は、建設工事の現場作業を担う者である一方で、建設業法での規定はない。

■施工プロセスにおける技術者・技能労働者（高架橋の施工イメージ）

※公共工事では、下部工事、上部工事などで分割発注される



建設コンサルタント

橋やトンネル、ダムなどの土木構造物をつくる際に、その計画や土地の調査、設計などを担当する専門家です。

「ニッポンをつくる人たちがもてる人たち」
（建設産業人材確保・育成推進協議会）を一部加工



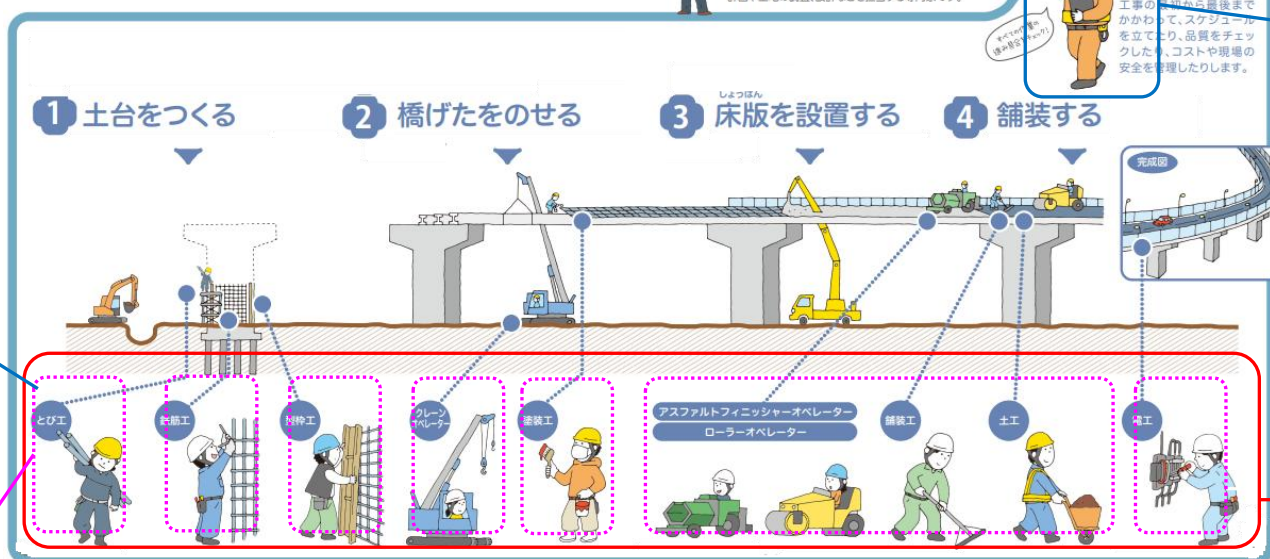
施工管理（現場監督など）

工事の準備から最後までかかわり、スケジュールを立て、品質をチェックしたり、コストや現場の安全を管理したりします。

監理技術者
工事全体の施工管理を行う者

主任技術者
請け負った範囲の工事の施工管理を行う者

職長
各担当作業チームのリーダーとして、技能労働者をまとめる役割を担う。



技能労働者
実際の作業を行う者



※労働安全衛生法(第60条)においては、「職長」として、労働安全の観点から作業中の労働者を直接指揮又は監督する者とされており、新たに職長等の職務に就いた場合は、事業者が安全又は衛生のための教育を行うことが規定されている。

監理技術者及び主任技術者の役割・職務

○主任技術者及び監理技術者は、**工事現場における建設工事を適正に実施**するため、当該建設工事の**施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理**及び当該建設工事の**施工に従事する者の技術上の指導監督**の職務を誠実に行わなければならない。（法26条の4第1項）

主任技術者及び監理技術者の職務（監理技術者制度運用マニュアル）

	元請の 主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 （専ら複数工種のマネジメント）
役割	● 請け負った建設工事全体の統括的施工管理	● 請け負った範囲の建設工事の施工管理	● 請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画 の作成	● 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ● 下請の作成した施工要領書等の確認 ● 設計変更等に応じた施工計画書等の修正	● 元請が作成した施工計画書等に基づき、 請け負った範囲の建設工事に関する施工 要領書等の作成 ● 元請等からの指示に応じた施工要領書等 の修正	● 請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の 作成 ● 下請の作成した施工要領書等の確認 ● 設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	● 請け負った建設工事全体の進捗確認 ● 下請間の工程調整 ● 工程会議等の開催、参加、巡回	● 請け負った範囲の建設工事の進捗よく確認 ● 工程会議等への参加※	● 請け負った範囲の建設工事の進捗よく確認 ● 下請間の工程調整 ● 工程会議等への参加※、巡回
品質管理	● 請け負った建設工事全体に関する下請からの 施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、 事後確認等の実地の確認	● 請け負った範囲の建設工事に関する立ち会 い確認（原則） ● 元請（上位下請）への施工報告	● 請け負った範囲の建設工事に関する下請からの 施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、 事後確認等の実地の確認
技術的指 導	● 請け負った建設工事全体における主任技術者 の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ● 現場作業に係る実地の総括的技術指導	● 請け負った範囲の建設工事に関する作業 員の配置等法令遵守の確認 ● 現場作業に係る実地の技術指導	● 請け負った範囲の建設工事における主任技術者 の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ● 請け負った範囲の建設工事における現場作業に 係る実地の総括的技術指導

2. 技術者の専任配置とは？

監理技術者・主任技術者の専任要件

- 監理技術者等は重要な工事（公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が **4,500万円**以上（建築一式工事の場合は、**9,000万円**以上）の場合）において専任配置が必要（一部兼務を認める規定あり）

R7.2に金額が改定されたので注意

＜現状の専任要件＞

個人住宅を除くほとんどが該当

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第1号）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第2号）

- ・ 鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等（政令第15条第1号）
- ・ 発送電施設、ガス事業用施設（政令第15条第3号）

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第3号）

- ・ 石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

建設工事で工事一件の請負代金の額が
四千五百万円（建築一式工事 **九千万円**）以上

監理技術者等の専任配置

○監理（主任）技術者の専任制については、建設業法第26条第3項において規定

○法第26条第3項

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、（中略）**工事現場ごとに、専任の者でなければならない。**

○その制度運用については、『監理技術者制度運用マニュアル』において規定

専任 = 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

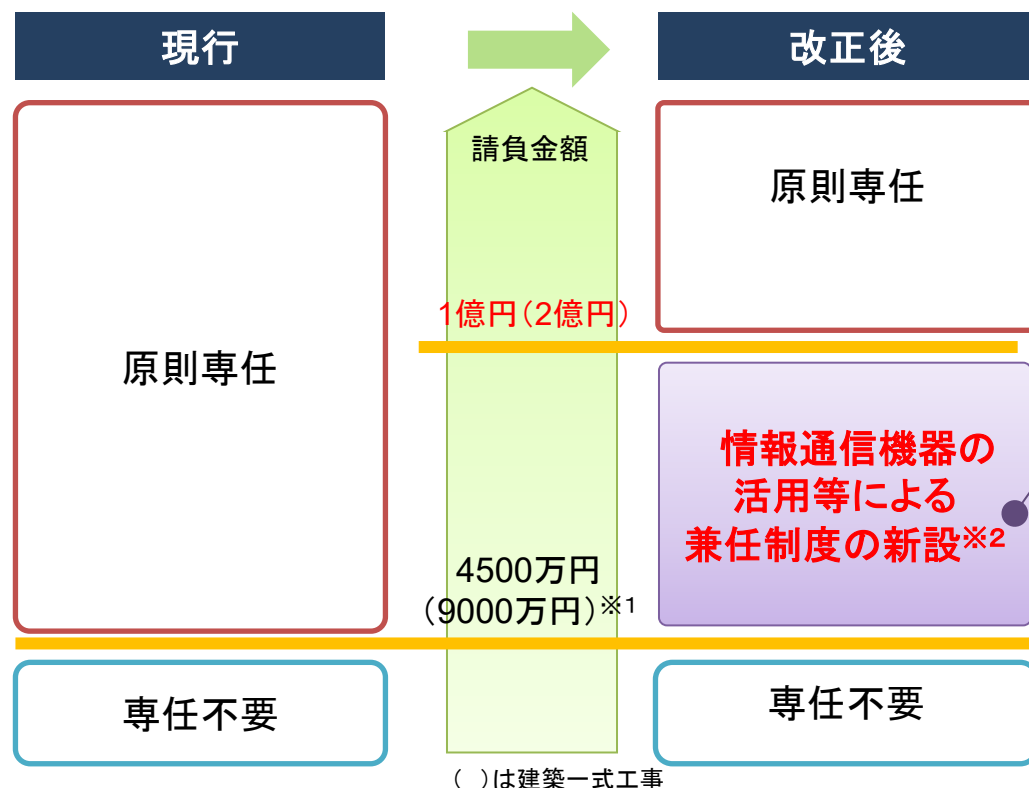
○現場専任制度については、**元請、下請けに関係なく適用**となる。

○**専任の監理技術者**については、①監理技術者資格者証の交付を受け、②監理技術者講習を受講していることが求められる。

○専任の監理技術者・主任技術者であっても、一定の要件を満たす場合に兼務できることがある。

【例】 監理技術者・主任技術者の専任の特例 (令和6年12月施行)

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引き上げ(令和7年2月1日施行)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注: 「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照)

【兼任の要件】(全てに適用する必要)

①請負金額(政令)

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

②兼任現場数(政令)

2工事現場以下

③工事現場間の距離(省令)

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

④下請次数(省令)

3次まで

⑤連絡員の配置(省令)

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置(省令)

⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)

(補足)計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載

⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置(省令)

3. 「恒常的雇用関係」 「技術者の途中交代」 について

- 監理技術者制度運用マニュアル(建設業課長通知)において、監理技術者等の配置の考え方として、「建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要」と明示している。
- 特に、公共工事においては、入札申込みの3ヶ月以上前からの雇用関係を求めるなどより厳格な考え方を示している。

■監理技術者制度運用マニュアル<抜粋／概要>

〔直接的な雇用関係の考え方〕

- ・監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること。 ※在席出向者や派遣社員については直接的な雇用関係とは言えない。
- ・資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等によって建設業者との雇用関係が確認できること。

〔恒常的な雇用関係の考え方〕

- ・一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること
- ・監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等を行うことができること
- ・国、地方公共団体等が発注する公共工事における元請の専任監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要。
- ・震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。
- ・恒常的な雇用関係については、資料の交付年月日等により確認できることが必要。
* 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いは、別途規定。

〔監理技術者等の設置における考え方〕

- ・主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の配置は、原則として 1 名が望ましい。

途中交代について

○交代の条件について注文者と合意した上で、交代が可能

※一般的な交代の条件例(これに限定されるものではない)

- ・監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工場から現地へ工事の現場が移行する場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合

- 公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請けの監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべき

<途中交代に関する留意事項等>

- 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、途中交代については、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。
- 交代の条件の具体的な内容について、書面その他の方法により受発注者により合意する必要がある。
- 交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる必要がある。
- 発注者からの求めに応じ、元請けが工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等からの支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要。

4. 技術者要件等

			土木	建築	大工	左官	土工と石	屋根	電気	管	ブロック タイル が	鋼 構 造 物	鉄 筋	舗 装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	設置 機器 具	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体		
建設業法	技術検定	1級建設機械施工管理技士																														
		2級建設機械施工管理技士																														
		1級土木施工管理技士				3			3			3		3						3			3			3				3	※	
		2級土木施工管理技士(◎)				5			5			5		5					5	5			5			5				5	※	
		1級建築施工管理技士																				3						3	3	3	※	
		2級建築施工管理技士(◎)			5	5	5	5	5			5		5				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	※	
		1級電気工事施工管理技士																				3								3		
		2級電気工事施工管理技士																				5								5		
		1級管工事施工管理技士													3		3	3					3	3			3	3	3	3	3	
		2級管工事施工管理技士													5		5	5					5	5			5	5	5	5	5	
		1級電気通信工事施工管理技士																														
		2級電気通信工事施工管理技士																														
		1級造園施工管理技士				3	3	3	3			3		3		3			3	3			3			3			3	3	3	
		2級造園施工管理技士				5	5	5	5			5		5		5			5	5			5			5			5	5	5	
	地すべり防止工事士						1																			1						
	基礎ぐい工事																															
	1級計装士									1	1																					
	解体工事施工技士																															
	登録基幹技能者(◎)																															
建築士法(◎)	1級建築士																															
	2級建築士																															
	木造建築士																															
	建築設備士									1	1																					
技術士法	技術士																														※	
電気工事士法	第1種電気工事士																															
	第2種電気工事士								3																							
電気事業法	電気主任技術者(1種・2種・3種)								5																							
電気通信事業法	電気通信主任技術者																					5										
水道法	給水装置工事主任技術者									1																						
消防法	消防設備士																															
職業能力開発促進法(◎)	技能検定	1級																														
		2級			3	3	3	3	3		3	3	3	3			3	3	3	3	3		3		3	3	3				3	
建設業法	実務 経 験	主任技術者であり、元請4,500万円以上指導経験2年以上																														
		大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																														

「技術検定」と「施工管理技士」

■ 技術検定（国家資格）

国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、（中略）技術検定を行うことができる。（建設業法第27条）

■ 種目・区分等

- ・技術検定は、7種目（下記表）あり、それぞれ「1級」と「2級」の区分がある。
- ・各種目とも、「第一次検定」と「第二次検定」がある。

種 目	区分及び種別	指定試験機関
建設機械施工管理（S35～）	1級、2級（第1種～第6種）	一般社団法人日本建設機械施工協会
土木施工管理（S44～）	1級、2級（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）	一般財団法人全国建設研修センター
建築施工管理（S58～）	1級、2級（建築、躯体、仕上げ）	一般財団法人建設業振興基金
電気工事施工管理（S63～）	1級、2級	一般財団法人建設業振興基金
管工事施工管理（S47～）	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター
電気通信工事施工管理（H31～）	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター
造園施工管理（S50～）	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター

■ 技術検定の合格者の扱い

- ・第一次検定合格者 → 技士補、第二次検定合格者 → 技士 の称号を称することができる。
（例：1級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士補）
- ・1級の施工管理技士は「監理技術者」※に、2級の施工管理技士は「主任技術者」※になることができる。

※全ての建設工事（軽微なもの除く）において、主任技術者の配置が必要であり、一定規模以上の工事では、監理技術者の配置が必要

○ 法第26条第5項において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者のうちから、選任しなければならない。

■ 監理技術者資格者証

- ・指定資格者証交付機関は、(一財)建設業技術者センター。
- ・資格者証の有効期間は5年で、申請により更新。
- ・専任の監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。

■ 監理技術者講習

- ・監理技術者講習は、国土交通大臣の審査を受けて登録された登録講習実施機関が行っている。
- ・専任の監理技術者は、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないよう監理技術者講習を受講する必要がある。

- ※ 登録講習実施機関(現在、6機関)
- (一財)全国建設研修センター
 - (一財)建設業振興基金
 - (一社)全国土木施工管理技士会連合会
 - (株)日建学院
 - (公社)日本建築士会連合会
 - (株)総合資格学院法定講習センター

氏名				年	月	日	生	本籍	
住所									
写真	初回交付	年	月	日	交付	年	月	日	
	交付番号	第			号				
	監理技術者資格者証								
	平成 年 月 日 まで有効								
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者									印
所属建設業者	許可番号								
有する資格									
建設業の種類	土 建 大 左 と 右 順 電 管 タ 鋼 筋 組 込 板 ガ 造 防 内 機 絶 通 鋼 井 瓦 水 滑 清 舗								
有・無									

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号:第	号	修了年月日:	
	氏名:	生年月日:		
	講習実施機関名:	印		
資格者証備考				

5. 建設業法の29業種区分

現行29業種区分の内容(1/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事
	ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
	ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
	ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
	ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

現行29業種区分の内容(2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事 (H28.6施行)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事